

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	ほっかいどうゆうふつぐんあつまちよう	ふりがな	あつまちようちくかつせいかけいかく
計画主体名	北海道勇払郡厚真町	活性化計画名	厚真町地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	R3年度～R5年度 R3年度～R3年度	総事業費(交付金)	286,396千円 (68,650千円)
活性化計画目標	交流人口の増加(令和6年来場者数5,500人増加)	事業活用活性化計画目標	・交流人口の増加(3年平均来場者数3,300人増加) ・商品開発数(5品)

計画主体 確認の日付	令和3年2月18日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-----------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	✓		本活性化計画の目標は他では体験できないサステイナブルな食文化の宿泊、食を提供することを通じて交流人口の増加を目指しており、これは基本方針にある農山村の活性化を図り、地域間交流の促進により地域の魅力を高めることを目的としているため、法及び基本方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	✓		事業活用活性化計画目標及び評価指標の達成には、他にはないユニークさ、魅力を持った町の広告塔となり得る場所が必要となるが、本事業により整備する環境はその構成を見ても妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか	✓		地域連携販売力強化施設の整備により、観光客、滞在客を含む関

	るか。			係人口を増やす目標となっており、整合性は取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	✓		該当しない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	✓		町の総合計画内基本施策 13 で観光・交流のまちづくりの推進を掲げ、めざす姿として、交流人口増加を挙げており、調和、整合性が図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	✓		整備予定地域の近隣住民への説明会等を複数回重ね、また町内農家や近隣住民への要望調査を踏まえ、本計画を策定している。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	✓		本調査には農家、住民共に多くの女性を含み、それらの意見も取り入れたものとなっている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	✓		町の農業分野が計画主体となり、事業実施主体と連携し、推進していく。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	✓		いずれも、関係人口の創出、増加を目標としており、また内容についても、レストラン、直売所の整備を事業内容としていることから整合性は確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	✓		該当しない
1-7	計画期間・実施期間は適切か	✓		計画期間は令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間、実施期間は令和 3 年度単年とする。基本方針及び実施要項に定められた期間内であり、適切である。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	—		該当しない
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	✓		総事業費：286,396,484 円 交付要望額：68,650,000 円 交付限度額：交付対象事業費 137,301,280 円×交付額算定交付率 0.5=68,650,640 円 (事業費×交付額算定交付率) > 国費要望額であり、交付限度額

				内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	✓		<p>設定区域は厚真町全域で、全域が市街地を形成している区域以外であり、問題ない。</p> <p>農林地割合及び農林漁業従事者割合から農林漁業が重要な事業である地域である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林地面積割合=324/404×100=80.1% ・農林漁業従事者割合=945/2,787=33.9%

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	—		新たな施設整備であることから、該当しない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	✓		施設整備にあたっては、有資格者による所要の構造検討により、法に準拠及び施設整備地の自然環境に適応した設計を行っている。また、合わせて施工においても有資格者による施工管理の体制を整える為、問題はない。
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の木材利活用促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉘の教養文化・知識習得施設、㉙の地域資源活用起業支援施設及び㉚の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	✓		整備施設については主要な構造材として木材を採用した木造となっており、また建物と一体となったテラス部分においても多くの木材を採用している。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201	✓		建築基準法並びに施行令に基づいた設計を有資格者が行っている

	号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか			為、問題はない。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	—		増改築ではないため該当しない。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	✓		耐用年数は22年、構造は木造であり、用途を店舗用とする施設である。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)費用対効果算定要領(平成28年4月1日付け27農振第2341号農林水産省農村振興局長通知)により適切に行われているか)	✓		農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)費用対効果算定要領に基づき、適切に算定している。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	✓		当事業の投資効率は1.12である。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	✓		実施要領別表2における交付対象事業は「地域資源総合交流促進施設」、事業メニューは「㊸地域連携販売力強化施設」、要件類別は農産漁村交流対策型である。また、事業実施主体であるGOOD GOOD合同会社は2018年7月に飲食経営及び食肉卸売販売業にて法人組織化しており、現在農林漁業者が5名おり、農林漁業者の組織する団体にあたる。 また、活性化地域は過疎地域、特定農山村地域であり、五法指定地域等の要件を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	✓		個人に対する交付ではなく、また、本事業実施地は町有地を事業実施主体に賃借している関係もあり、定期的の使用状況等を監査する為、問題はない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は			

	適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	✓		厚真町観光協会調査の町への年間入込客数を把握したうえで、本事業による整備後の交流人口を検証することとしている。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	✓		本事業による整備施設は近隣市町村に類似施設等がないばかりか国内で唯一無二のものとなることを確認している。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	✓		レストラン、物販は原則利用対象者を限定せず、誰でも利用できる形態を採る。また原則通年の営業を計画している。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	✓		施設の設置場所は、域内でも有数の農業地区の最奥にあり、対象施設に行くまでの経由地として、ハブ空港である新千歳空港や隣町安平町の道の駅D51等主要な観光施設もある。また主要道路からの経路上、町の中心部を通ることになり、町内商店、飲食店の利用客増も見込め、また道中の観光農園等との連携も図る。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	✓		事業方針、経営戦略や運営体制は十分に練られたものであり、利用計画に明記されている。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	✓		雇用においては性別による差異は設けず、また、積極的に女性参画を促している。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	✓		事業実施予定地の自然環境や立地条件を考慮しながら、必要最小限の施設整備にとどめ、過大な積算となっていない。
	建設・整備コストの低減に努めているか	✓		事業実施予定地は厳冬期かなりの低温になり、また、中山間地に立地するため、自然環境や立地条件に知見を持つ建設業者以外に発注すると、過大なコスト増が危惧される。そのため、類似する条件での建築実績のある業者から見積もりを取得した。また、設計にあたってはコスト低減のため、木造とし、建物のサイズや内部配置等も標準的な寸法基準を用いることで、外壁に配置される窓や室内の建具、設備等について既製品を活用し、建設・設備コ

				ストの低減に努めている。
	付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—		該当しない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	✓		施設の運営に必要な業務用の機械設備や什器備品などを交付対象としており、汎用性の高いものはない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	✓		本活性化計画の目標は他では体験できないサステナブルな食文化の宿泊、食を提供することを通じて交流人口の増加であり、この唯一性を出すには、農業が盛んな地域の最奥に位置する旧ゴルフ場という歴史も含めた本整備予定地が適している。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがっているか	✓		土地は厚真町有地である。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—		該当しない
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表 2 の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 4 の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	—		該当しない
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・施設全体面積：539.93 m²（①+②+③） ①交付対象面積：271.42 m² ②交付対象外面積：171.68 m² ③共有面積：96.83 m² ④共有面積のうち対象面積：59.31 m²

				$(96.83 \times ① / (① + ②))$ ・交付対象面積：330.73 m ² (①+④) よって整備予定の対象施設はすべて延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか。(既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか)	✓		【体験型レストラン】 211.99 m ² ×290 千円=61,477 千円>55,888 千円 【物販】 59.43 m ² ×290 千円=17,234 千円>15,667 千円 【共用部 (按分)】 59.31 m ² ×290 千円=17,199 千円>15,636 千円
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	/	/	/
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	✓		対象施設内のレストラン及び加工品販売施設においては活性化区域内及び近郊区域の産品を使用、販売する。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	✓		対象施設は、放牧牧草和牛畜産の牧場を見学し、その牧場を眼前にレストランで食事をできるという非常に稀少性の高い経験ができる施設であり、ブランド化に資するために必須である。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	✓		対象施設は通年運営され、継続的な雇用、所得の産出される施設である。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	✓		活性化区域内及び近郊区域の産品を使用し、新たな産品を製造し、6次産業化に寄与する施設である。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	✓		事業実施主体の自己負担について十分に検討されており、適正な資金調達計画、償還計画が策定されている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	✓		入札方式は一般競争入札としている。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか	/	/	/
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	✓		施設の管理・更新に必要な資金は検討されており、維持管理計画は適正である。

	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	✓		収支計画は策定済みである。また、事業費が 5,000 万円以上であるため、経営診断を受け、適正なものとなっている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	✓		本事業により施工する建築物は対象（レストラン、物販）と対象外（宿泊関連）により大別されるため、いずれの利用者も使用し得るトイレ、廊下、事務室、エントランス、階段は共用箇所として扱い、対象、対象外の比率により、適切に按分を行った。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	—		該当しない
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	—		該当しない
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	—		該当しない
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	—		該当しない

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。